

研究ノート

2017年度「外部講師による講演会」企画 『債権法講演会—学生から見た奨学金』報告

足立 清人

2017年度「債権法講演会」企画チーム

目次

1. はじめに(解題)
2. 2017年度「債権法講演会」開催までの経緯
3. 2017年度「債権法講演会」学生取組みの概要と成果
4. 「講演会」企画前・後アンケートの結果—学生の変化
5. まとめ
6. 補足—「奨学金制度」、「奨学金問題」についての学生たちの考え

1. はじめに(解題)

2017年度後期, 11月6日(月)3限(13時~14時30分)に開催した「債権法講演会—学生から見た奨学金」についての概要と学生取組みの成果を報告する。「外部講師による講演会」企画とは, 足立のゼミナール(以下, ゼミと略する)での学生教育・指導の一つの試みである(アクティブ・ラーニング)¹⁾。2017年度「債権法講演会」も, 昨年度²⁾に引き続き, 「奨学金問題」をテーマとした。その理由は, 債権総論の枠内から外れるものとはいえない—金銭消費貸借契約に基づく金銭債権の取扱いという点では, 債権総論とも関連がある—, 受講生が, 「奨学金制度」の仕組みを理解し, 「奨学金問題」の存在とその内容を知ることが, 受講生にとっても有意義であると考えたからである。

2017年度の「債権法講演会」も, 「民法Ⅳ(債権総論)」が2年生に配置されていることから, 2年ゼミの学生に, 弁護士の先生を外部講師として, 「奨学金制度」と「奨学金問題」について民法の側面から切り込んで, その成果を受講者に伝えていくことを目的に, その企画を依頼した。2017年7月のゼミで, 講演会企画スタッフを募集して, 2017年8月下旬から, 企画活動を開始した。

講師は, 昨年度に引き続き, 準備段階からの学生との事前打ち合わせも含めて, 弁護士池田賢太先生に依頼した。池田先生には, お忙しいなか, 準備段階から学生と関わっていただき, 学生たちに貴重な経験と有益なアドバイスを与えていただいた。

本稿では, まず, 「債権法講演会」本番までの経緯を記し, 次いで, 学生たちの取組みの成果を紹介する。そして, 本企画に参加し

キーワード: アクティブ・ラーニング, ゼミナール, 大学教育, 奨学金制度, 奨学金問題

てくれた学生たちに、企画前と後で答えてもらったアンケート結果を紹介し、「外部講師による講演会」企画の意義を若干検討して、最後にまとめを記す。補足として、講演会終了後に、学生たちが、「奨学金制度」、「奨学金問題」についてどのように考えるか、答えてもらった。学生たちの回答を掲げさせていただく。

本稿は、「奨学金制度」、「奨学金問題」について学術的な検討を加えるものではなく、それらをテーマに「講演会」企画に取り組んだ学生の頑張りの成果と学生たちの成長を報告するものである。

2. 2017年度「債権法講演会」開催までの経緯

学生による「債権法講演会」企画チームの結成から、11月6日(月)13時から「債権法講演会」の開催までの経緯を紹介する。

2017年7月のゼミで、「債権法講演会」企画スタッフ募集のアナウンスを開始した。2017年度 経済法学科2年 飯塚大輔君、高倉凌介君、峰川広大君の3人の学生がアナウンスに応じて企画チームを結成し、立候補で飯塚君が、リーダーになった³⁾。8月28日(月)に、第1回打ち合わせを開催し、「債権法講演会」までの大体のスケジュール、「奨学金問題」・「奨学金制度」についての勉強の予定などを申し合わせた。その後、内山璃菜さん、中村大輔君、葦澤拓朗君が企画スタッフに加わり、合計6人の学生で、「債権法講演会」企画を進めていくことになった⁴⁾。アジェンダ・議事録の保管状況からすると⁵⁾、2017年10月26日(木)の第3回池田先生訪問まで、打ち合わせは17回を数え、それ以降、池田先生のご指摘を受けての内容の検討と、リハーサルが行われた。結果的に、打ち合わせの回数は、20数回を数えた。

学生たちは、外部講師を務めていただく

池田先生にご講演を依頼するための、ご講演テーマ(企画案)の考案と作成に取り組んだ。独立行政法人「日本学生支援機構(JASSO)」HP⁶⁾や、論文検索データベースCiNii Articlesで検索、収集した資料を用いて、「奨学金制度」、「奨学金問題」の概要と、問題の切り口を探るための作業にとりかかった。池田先生へのご提案の前に、先輩学生や足立の前での模擬プレゼンテーション(以下、プレゼンと略する)を何度か行った。この時点で、足立は、企画案の内容について、学生との質疑応答をするのみで、その内容の是非についてはコメントをしない(内容についての、具体的な学生教育・指導は、外部講師訪問後に行っていく。もっとも、その教育・指導は、学生の自主的な勉強を促すために、ヒントを与えるのみである)。

2017年9月21日(木)の第1回池田先生訪問では、次の3案の提示を行った。

- ①「アンケートに基づく奨学金問題へのアプローチ」
- ②「討論から得られる奨学金問題へのアプローチ」
- ③「給付型奨学金の充実は(奨学金)問題の解決になるか」

①は、本学学生に、「奨学金制度」や「奨学金問題」についてのアンケートを行って、「奨学金制度」や「奨学金問題」についての本学学生の意識や理解を調査して、「奨学金問題」についての解決策を池田先生に講演してもらう内容であった。

②は、日本学生支援機構に、「奨学金制度」や「奨学金問題」についてインタビューを行って、日本学生支援機構の考え方を理解したうえで、「債権法講演会」本番では、学生が日本学生支援機構の立場に立ち、池田先生と議論を行うことで、「奨学金制度」の問題点をあぶりだそうとする内容であった。

③は、現行の「貸与型奨学金制度」の概要を説明して、奨学金制度の金融事業化の問題

点をあぶり出して、給付型奨学金の充実を提案するものであった。同案でも、日本学生支援機構へのアンケートを行い、日本学生支援機構の立場と、奨学金を借りざるを得ない学生の立場とのディスカッションを行って、「奨学金問題」を可視化して、池田先生にその解決方法を講演してもらう内容であった。

前年（2016年）度の企画案は、奨学金の返還制度の改善と、奨学金の返還の仕方に民法の観点から切り込むものだったが、2017年度の企画案は、「奨学金制度」の理解と、その立法的な改善に焦点が当てられた。その方向性は最後まで維持された。

各案に対して、池田先生から、根本的かつ詳細な質問が寄せられて、学生は、「奨学金制度」、「奨学金問題」全般への理解と、池田先生からの質問に対しての対応に取り組んでいくことになった。また、①～③いずれの案においても、本学学生および日本学生支援機構へのアンケートまたはインタビューが必要なので、その依頼書、アンケートまたはインタビュー原稿の作成に取りかかっていった。第2回池田先生訪問までに、先輩学生、足立の前でのプレゼンを何度か行って、2017年10月11日（木）に第2回目の池田先生訪問をさせていただいた。

第2回訪問では、企画案を一つにまとめて、奨学金返還の方法、なかでも「所得連動返還方式」と、救済制度—「減額返還制度」と「返還猶予制度」について、スタッフの学生間でパネル・ディスカッション（見解の対立を学生が掛け合い方式で伝える）を行うことで、その内容と問題点を受講生に伝えて、池田先生には、「奨学金制度」と「奨学金問題」全般についての解説をご講演してもらうこととなった。学生の取組みと池田先生のご講演内容について、池田先生から、大筋で了承を得たものの、第2回訪問では、学生の準備状況に大きな問題があったことが判明した。第1回訪問で池田先生に読むことを奨められてい

た、岩重佳治『「奨学金」地獄』（小学館新書、2017年）、大内裕和『奨学金が日本を滅ぼす』（朝日新聞出版社、2017年）を、講演会スタッフ全員が読んでいなかったのである。この点、足立の指導不足であった。学生たちは、打ち合わせを幾度も重ねていたことから、当然、それらの基礎資料には目を通し、内容を理解しているものと足立は思い込んでいた。基礎資料やテーマの内容の理解を具体的に問うていく学生教育・指導を行っていかなければならないことを痛感した。

第2回訪問でも、池田先生から学生たちに対して、問いが投げかけられた。その問いは、企画案の内容については、もちろんのこと、それに加えて、学生の学びの意義や社会への洞察を根源的に問うものであった。池田先生の真意をくみ取れているか、不安ではあるが、その質問のいくつかを挙げさせていただく。

- ・今までも、奨学金が返せなくなる人が存在したが、なぜ今になって奨学金問題が注目され始めているのか。
 - ・日本で給付型奨学金が定着・拡充しない原因について、どう考えるか。給付型奨学金の原資は、税金で賄われることになるだろうから、給付型奨学金を定着・拡充していくためには国民に納得してもらわなければならない。その問題について、どう考えるか。
 - ・高等教育を受ける人が増加した背景には、何があるのか。また、それによって社会は何を求めているのか。
 - ・教育の機会均等から、高等教育を受ける人が増加する一方で、社会では雇用の流動化が進み、安定した収入を得ることが難しくなっている。この矛盾についてどう考えるのか。
 - ・（高等）教育の無償化という主張があるが、それについて、どう考えるか。
 - ・（高等）教育の目的、理念はなにか。
 - ・大学で学ぶ意義、価値とはなにか。
- これらの問いは、学生たちが大学で学ぶ意

義や、学生たちが大学卒業後に出ていく社会がどうあるべきかを問うものである。学生たち、そして足立に対しても重い課題が突きつけられた。

同時並行で進めていた大学内および日本学生支援機構へのインタビューまたはアンケートについて、大学内アンケートについては、講演会本番までの時間的余裕の無さと、スタッフ数(マン・パワー)の少なさから断念せざるを得なかった。日本学生支援機構へのアンケートについては、日本学生支援機構窓口への電話での問い合わせと、質問書の送付を行い、日本学生支援機構から文書で回答をいただいた。回答については、日本学生支援機構HPや、HPからダウンロード可能な「日本学生支援機構」著『返還のてびき』⁷⁾に記載されていることを出ないものであった。

2017年10月16日(木)、企画の最終確認のため、第3回池田先生訪問を行った。訪問では、「減額返還制度」と「返還猶予制度」についてのご指摘、「所得連動返還方式」についてのご質問一本方式の導入が、奨学金問題全般の抜本的な解決に至るわけではない、というご指摘、そして、前回のご訪問で池田先生から寄せられた問いに対しての池田先生のお考えをお聴かせいただいた。学生が、池田先生の問いと答えの真意を理解できていたのかは、残念ながら、定かではない。

池田先生訪問の翌日から、2017年度「債権法講演会」本番に向けて、企画案の内容の検討とブラッシュ・アップと、リハーサルを開始し、ただし、企画案の内容を大幅に検討しなければならなかったのが、通しでのリハーサルは、11月に入ってからとなった)、2017年11月6日(月)3限の「債権法講演会」本番を迎えた。

3. 2017年度「債権法講演会」学生取組みの概要と成果

2017年11月6日(月)3限(13時～14時30分)、

北星学園大学 A501教室で、弁護士 池田賢太先生を外部講師としてお迎えして、「債権法講演会—学生から見た奨学金」を開催した。

まず、タイムスケジュールは以下である。

13:00～13:03 司会(内山さん)による注意事項の説明

13:03～13:13 池田先生の自己紹介、業務内容の紹介

13:13～13:18 奨学金制度の概要説明(中村君)

13:18～13:23 返還方法の説明(葦澤君)

13:23～13:28 救済制度の説明(葦澤君、峰川君)

13:28～13:38 救済制度についての学生の議論(パネル・ディスカッション)(飯塚君、高倉君)

13:38～14:13 池田先生のご講演

14:13～14:16 質疑応答

14:16～14:21 池田先生から学生に向けてのアドバイス

14:21～14:30 アンケート記入、講演会終了

概ね時間通りの運営がなされた。

続いて、奨学金制度の概要説明、返還方法、救済制度の説明、救済制度についての学生の議論の原稿(学生取組み)を取り上げる。いずれも、池田先生、先輩学生、そして足立からの指摘を受けつつ、学生自身が作成したものである。議論の内容を紹介することについて、学生たちの承諾は得ている。

【奨学金制度の説明】

内山さん:「それでは初めに、日本学生支援機構の奨学金についての概要を説明します。中村君お願いします。」

中村君:「経済法学科2年の中村です。ここでは奨学金制度の概要と法的関係について説明します。」

日本学生支援機構は学ぶ学生に対し大学などの学習環境を整え、これからの日本社会を

担う人材を育てるため2004年より発足しました。この機構は、教育の機会均等を目的に、成績が優秀であるにも関わらず経済的理由により進学が困難な学生に対し、奨学金の貸与を行っています。実際に日本ではこの奨学金制度を学生の2人に1人が利用しています。奨学金制度には第一種奨学金と第二種奨学金の2種類があり、それぞれ内容や返還の仕方に大きな差があります。では、どのような違いがあるのか説明していきます。

第一種奨学金は、返還時に利子がからず、貸与金額のみの返還が請求され、審査基準を満たす学生にのみ貸与が認められます。第二種奨学金は、返還時に利子が付くため、貸与金額の返還と利子の支払いが請求されます。また、審査基準が緩いため、多くの学生がこの第二種奨学金を利用しています。貸与終了後は機構へ奨学金の返還をし、それが原資となって次に借りる学生に貸与がなされます。奨学金事業はこのようなりレー形式で運営されているため、本人が返還できなくなった場合を想定し、奨学金を借りる際には必ず父母や親族に保証してもらう人的保証または専門の機関に保証してもらう機関保証の選択を必要としています。次に、学生と機構、保証それぞれの法的関係について図を使って説明していきます。

機構は奨学金を貸す側なので債権者となり、奨学金を借りる側である学生は債務者となります。債務者は債権者との間で借りたら必ず返す、という内容の契約を結びます。このような契約を金銭消費貸借契約といいます。

保証について説明します。人的保証を選択した場合、奨学金を借りる学生は奨学金の返還についての保証人を立てなければなりません。保証人は、奨学金を借りる際に契約書を交わして機構との間で保証契約を結びます。こうすることで、もし本人が返還できない場合は、代わりに保証人に返還の請求がなされます。機関保証を選択した場合は機関に保証

の委託をすることで、機関と機構との間で保証契約が結ばれます。このとき毎月の奨学金から一定の保証料が差し引かれます。

以上で奨学金制度の概要及び法的関係の説明を終わります。」

【返還方法と救済制度の説明】

内山さん：「いま、中村君が説明した内容は、奨学金を借りる際に知っておく必要がある、制度概要の紹介でした。では、借りた奨学金はいつ、どのように日本学生支援機構へ返せば良いのでしょうか。まず、奨学金の返還に関する説明を、蕪澤君お願いします。」

蕪澤君：「経済法学科2年の蕪澤です。これから日本学生支援機構が運営する奨学金の返還方法について説明します。奨学金の返還は、貸与終了の翌月から数えて7ヶ月目の月から返還を開始します。つまり、大学4年生の3月で貸与が終了する場合、翌月の4月から7ヶ月数えると、10月からということになります。返還方式には定額返還方式と所得連動返還方式があるので、その違いについて説明していきます。

定額返還方式では、貸与総額から算出された一定の金額を毎月返還していく方式です。月々の返還額、返還年数は貸与総額により計算されます。例えば、第一種奨学金を毎月54,000円借りていた学生は貸与総額から計算すると14,400円が毎月の返還額となります。この方式は年収が200万円でも500万円でも、月々の返還額が一緒ということなのです。

次に所得連動返還方式について説明します。これは、平成29年に導入されたばかりの新しい返還方式です。この返還方式は、奨学金の定額返還が困難な返還者に対して、所得に応じた返還をすることで返還者の負担を軽減することを目的としています。導入された社会的背景には、非正規雇用が増加したことなどにより、収入が安定しないといったことがあります。この返還方式を利用する条件と

して平成29年度以降の第一種奨学金採用者であること、機関保証を選択すること、マイナンバーを提出することが挙げられます。マイナンバーによって返還者の年収を把握することが容易になったため、年収に応じて月々の返還額を円滑に決められるようになりました。このように、最低返還額を2,000円として、年収が多いほど毎月の返還額も増える仕組みです。奨学金返還初年度だけ定額返還方式で返還する金額の半額が月々の返還額となります。また、平成29年度以降の第一種奨学金採用者は定額返還方式か所得連動返還方式をどちらか選択できます。

いま説明した2つの返還方式、どちらにおいても、毎月の返還期日を過ぎて延滞してしまうと、延滞した月の元金に対して、年5%の割合で延滞金が付加されます。延滞をした場合、延滞した金額をすべて翌月の返還日に翌月の分と合わせて一括で返還する必要があります。つまり、一度延滞した場合は二ヶ月分、二度延滞した場合は三ヶ月分と延滞金をまとめて返還しなければならず、延滞を続けると一度に返還しなければならない額が高額になってしまいます。以上で返還の説明を終わります。」

内山さん：「次に、返還中に利用することのできる救済制度について、峰川君お願いします。」

峰川君：「経済法学科2年の峰川です。これから、日本学生支援機構が設置している救済制度について説明します。先ほども述べましたが、日本学生支援機構から借りた奨学金は、卒業後に返さなければいけません。しかし場合によっては、就職後の月収が低いために自身の生活を維持することによっていっばいになってしまう、または、病気やケガで入院し、返すのが難しくなるということもあります。そういった時のために、救済制度が存在します。

救済制度の代表として、「返還猶予制度」があります。「返還猶予制度」とは、一時的

に毎月の返還を止めることのできる制度です。最長で10年間、返還期限を猶予することができます。また、もう1つの救済制度として「減額返還制度」があります。今回は、「減額返還制度」を後の学生の議論で取り上げるため、この制度を詳しく説明していきます。

「減額返還制度」とは、毎月の返還額を減額して返還を行う制度です。注意していただきたい点は、「返還する予定の総額を減額する」という制度ではない点です。この制度を利用することで、最長で通算15年、毎月の返還額を当初の半分または3分の1にすることができます。制度を利用するためには、日本学生支援機構へ利用の申請を行う必要があります。現在スクリーンに表示されている、これらの事柄が、申請の内容となります。

続いて、「減額返還制度」の利用が認められるための2つの条件について説明します。日本学生支援機構は、制度の利用を認める場合として、「返還するだけの十分なお金が無いこと」、「入院する程のケガや病気を負ってしまったこと」、「地震や台風などの被害に遭ってしまったこと」を挙げています。これらの場合のいずれかに該当することが、1つ目の条件となっています。

この条件の他に、2つ目の条件として、「利用の申請をした人が延滞をしていないこと」が挙げられます。仮に、先ほど述べた1つ目の条件が認められる場合においても、延滞をしていると、制度の利用は認められません。日本学生支援機構はこの点について、1つ目の条件に当てはまるような事態が起これ次第、延滞をする前に日本学生支援機構へ相談を行うことを勧めています。また、もし延滞をしてしまった後に「減額返還制度」を利用したい時は、返還者は発生している延滞金を全額支払わなければいけないとしています。後の学生の議論では、現在説明を行った利用条件から、「延滞金が生じている返還者は制度を利用できない」という点が問題であると

考え、議論を行います。以上で救済制度の説明を終わります。」

【救済制度についての学生の議論】

内山さん：「それでは、以上の奨学金制度の説明を踏まえて、奨学金制度について学生の議論をしていきたいと思います。まず、議論を行う2人の学生を紹介します。」

飯塚君：「経済法学科2年の飯塚です。」

高倉君：「経済法学科2年の高倉です。」

内山さん：「議論するにあたって、学生の考える2つの問題点を提起します。1つ目の問題点は、所得連動返還方式について、この返還方式の利用を認められている人が平成29年度以降の第一種奨学金採用者に限られている点です。2つ目の問題点は、減額返還制度について、延滞金が生じている返還者は制度を利用できない点です。以上が、学生の考える問題点となります。」

①所得連動返還方式の議論

内山さん：「では初めに、今年度から始まった所得連動返還方式について議論を行いたいと思います。この方式の導入背景として、非正規雇用、低収入者が増え奨学金の定額返還を行っていくことが困難なために所得連動返還が導入されることになりました。この背景を踏まえて飯塚君、高倉君はどのように考えますか。」

飯塚君：「私は所得連動返還方式の適用範囲をすべての返還者にも拡大すべきだと考えます。」

高倉君：「私は適用範囲を平成29年度以降の第一種を借りていた返還者のままでいいと考えます。」

内山さん：「所得連動返還方式の適用範囲をすべての返還者に拡大すべきかどうか論点となりました。では、そのように考える理由は何ですか。」

飯塚君：「定額返還では、一定額での返還を求めため、特に所得が低い人は定額での返還が負担となります。そのため、所得連動返

還を適用することで返還額を返還者の所得から算出するので負担を減らすことになると思います。」

高倉君：「返還者にとって、一定額での返還を求めることが負担であるというのは理解できません。ですが、平成28年度以前の人に所得連動返還を適用する必要はないと考えます。第二種は特に返還総額が大きく、返還が終わるまでに時間がかかると考えたためです。」

飯塚君：「確かに返還が終わるまでに時間はかかると考えます。しかし、所得連動返還によって返還者にとっては返しやすい金額での返還になるため延滞が減り、機構にとっても返還金がゼロになるということは無くなると考えます。」

高倉君：「では、仮に所得連動返還を拡大したとしましょう。所得連動返還で認められている保証制度は機関保証のみです。定額返還で人的保証を選択していた人は機関保証に切り替えなければいけません。この際、保証料を一括での支払いが必要になります。保証料を一括で支払うというのは、返還者にとって負担になると考えます。」

飯塚君：「返還額から何%かを保証料として差し引くという形にすれば良いのではないのでしょうか。返還額から差し引くという形なら、所得に見合った返還額を求めるとい所得連動返還の制度に反することもないと思います。」

高倉君：「所得連動返還は返還額が少ない上に、保証料を差し引くとすれば返還期間がさらに長くなってしまわないのでしょうか。」

飯塚君：「貸与のときに機関保証を選択している人も保証料を負担しているので、保証制度を切り替えた人に保証料を何らかの形で請求するのは仕方ないと考えます。一括で支払いを請求されるよりも分割で支払えるようにするほうが返還者のためになると考えます。」

内山さん：「ここまでの議論をまとめたいと思います。所得連動返還方式をすべての返還

者に適用を拡大すべきかという議論から、返還者全員に適用を拡大すべきで、所得連動返還に切り替えた場合には機関への保証料は分割で支払えるようにしていくべきというのが学生の考えとなりました。しかし、本議論においては所得連動返還の拡大によって返還が長期化するという問題が残りました。

以上の議論に関して、日本学生支援機構は所得連動返還方式を平成29年度以降の採用者に適用する代わりに、平成28年度以前の採用者には減額返還制度の利用を勧めることによって返還問題を解決しようとしてきました。しかし、現行の減額返還制度は延滞金があると利用できないという問題点があります。」

②減額返還制度の議論

内山さん：「では、この問題点について飯塚君と高倉君の考えを教えてください。」

飯塚君：「減額返還制度について、延滞金が生じていても利用可能にすることが良いと考えます。」

高倉君：「私は、減額返還制度について延滞金が発生している人は利用可能にすべきでないと考えます。」

内山さん：「論点としては、減額返還制度について延滞金が生じていても利用可能にさせるかどうかという論点で議論を進めたいと思います。では、それぞれの理由を聞きたいと思います。飯塚君からお願いします。」

飯塚君：「減額返還制度を利用して返還していきたいけど、延滞金があるため利用できず、困っている人を救済できると考えたからです。」

内山さん：「では高倉君、理由を聞きたいと思います。」

高倉君：「病気やケガ、経済的に返還が困難な人で、減額して返還が可能な人に適用させるための制度であって、尚且つ延滞金がない人が使うべきと考えます。」

飯塚君：「機構が救済制度として、この制度を設置しているならば、奨学金を返すのに

困っている人が使えないのは、救済制度としての意味を失います。」

高倉君：「しかし、むやみに延滞金がある人に利用させると、返還者に負担が増えると思います。なぜなら、返還額を2分の1又は3分の1で返還するわけですから、返還期間が2倍、3倍になるからです。」

飯塚君：「その長期化を回避すべく、この制度の利用可能年数を設けています。更に毎年の申請で継続するか、定額返還に戻るか自分で決められるので、自分の所得に柔軟に対応できると考えます。」

内山さん：「ここで一度、意見をまとめたいと思います。飯塚君の意見としては、救済制度は困っている人を助けるための制度ということ踏まえると、延滞金があってもこの制度を利用可能にし、自分にあった方法で返還していくべきというもので、高倉君は、延滞金がある人は返還が厳しいのに減額して支払うと、返還の長期化を招き、減額返還が負担になるという意見でした。他にになにかありませんか。」

飯塚君：「奨学金を返還するにあたり、返還が困難になる人というのは定額返還によって作り出されていると考えることができます。定額返還する上で、延滞したとしても減額して返還できる道を作ることが、返還困難者を増やすことを防げると考えます。」

高倉君：「その貸与額に従った返還額に同意をした上で借入をする以上は、その額での返還をすべきと考えます。なので、返還が困難と感じた時点で減額返還制度を利用するか、もしくは延滞金があるならば返還猶予制度を使えば良いと思います。」

飯塚君：「利用すべきですが、この制度は返還を先延ばしするに過ぎず、猶予後は定額での返還が求められます。これは、低所得者には、大きな負担となります。それならば、毎月の返還額を減らし、少しずつ時間をかけて返還していくほうが負担は少ないと考えます。」

高倉君：「猶予期間中に、お金を貯める、仕事を見つけるといった対策を考える期間にすることもできると考えます。」

飯塚君：「返還猶予制度を利用することは奨学金返還の流れを停止させてしまいます。だから減額返還制度を使い返還することで、自分にあった返還をしていくことが重要と考えます。」

高倉君：「真に返還に困っている人は減額しても返還することができないのではないですか。また、制度ルールとしてもきちんと返還している人の理解を得られるルールでないといけません。」

飯塚君：「機構の奨学金事業は、リレー形式を採っています。返せていなかった人が返せるようになり多くの資金を回収し、それを運営に充てている以上は理解を得られると考えます。しかし、延滞金があり、減額して返還したいと思う人は返還できますが、そうでない人は返還が未だに厳しいままという課題が残されます。」

内山さん：「ここまでの議論をまとめ、学生としての結論を出したいと思います。日本学生支援機構の奨学金は延滞なく返還されている人の資金を循環して活用していく仕組みなので、延滞なく返還している人の理解を得られる制度ルールでないといけないのは確かです。しかし、学生の結論としては、減額返還制度を延滞金が発生していても利用可能にし、延滞金が生じ奨学金の返還が困難な人を救うことです。また残された課題として、返還困難者で、減額して返還できない人を助けることはできないという課題が残りました。この奨学金問題については社会全体の問題として、今後検討していくことが必要であると考えます。以上で減額返還制度の議論を終了します。」

以上が、学生による「奨学金制度」の概要説明、救済制度と返還方法の説明、救済制度

についての学生の議論の原稿である。学生たちの力で、ここまでの原稿を作成した点は評価したいし、与えられた企画・テーマであるにもかかわらず、ここまで仕上げてくれたことに敬意を表したい。

学生の議論のあと、池田先生による「奨学金制度」と「奨学金問題」についての解説が行われた。池田先生のご講演は、受講生にとって有意義な機会となった。

2017年度「債権法講演会」終了後、2017年11月30日（木）に、池田先生の事務所を訪問して、お礼を述べるのと、「債権法講演会」で取ったアンケート結果のご報告を行った。

なお、学生が講演会での学生取組みの際に使用したパワーポイント・スライドと、講演会で取ったアンケートの結果は、紙幅の関係上、本稿に添付することができなかった。これらの資料に興味のある方には、いずれの資料も提供することができるので、足立(adachi@hokusei.ac.jp)までご連絡をいただきたい（資料の提供について学生たちの許可を取ってある）。

4. 「講演会」企画前・後アンケートの結果—学生の変化

「講演会」企画前後の学生の変化を知るために、企画に携わる学生には、企画の前後に次のようなアンケート⁸⁾に答えてもらっている。

【企画前アンケート】

- (1)「講演会」企画に参加しようと思ったきっかけは何ですか。
- (2)「講演会」企画を通じて、どのような能力・成果を獲得したいと考えていますか (①学習面, ②社会人基礎力面)。
- (3) (2)を踏まえて、実際にどのような行動(アクション)をしようと考えていますか。

【企画後アンケート】

1. 以下の問いに答えてください。
 - (1) 講演会前アンケート ((1), (2)) で掲げていたことは実現できましたか。
 - (2) 「講演会」の準備段階で、どのような行動をしましたか (①学習面, ②社会人基礎力面)。
 - (3) 企画開始前から講演会本番までの自分の行動 (アクション) を振り返って、自分の行動をどのように考えますか (①学習面, ②社会人基礎力・事務面)。
 - (4) (3) を踏まえて、今後どのような行動 (アクション) をしていこうと考えていますか (①学習面, ②社会人基礎力面)。
 - (5) 企画を通じて、伸びたと考えられる点 (or 力), あまり伸びなかったと考えられる点 (or 力) を教えてください (①学習面, ②社会人基礎力面)。
 - (6) (5) を踏まえて、伸びた点 (or 力) を、今後、どのように伸ばし、あまり伸びなかったと考えられる点 (or 力) を、今後、どのようにして伸ばしていこうと考えますか (①学習面, ②社会人基礎力面)。
 - (7) 企画自体の満足度を教えてください。(5点満点: 5点 満足のいく行動ができた, 4点 やや満足のいく行動ができた, 3点 可でも不可でもない行動ができた, 2点 行動が物足りなかった, 1点 まったく行動ができなかった。)
 - (8) 今回の事案の解決を考えるに当たって、一番苦しんだ点を教えてください。
2. 「講演会」企画を通じて、何か特筆すべき出来事や発見などはありましたか。
3. 「講演会」企画の改善点などがあれば、教えてください。
4. 今後、このような企画をやりたい、という希望やアドバイスがあれば、教えてください。

アンケートの目的は、①学生自身が、企画

前後のアンケートを利用して、自らの意識や行動を振り返ることができるようにすることと、②足立が、企画前後の学生の状況を把握して、学生に対して適切なアドバイスとフィードバックをすることにある。もっとも、足立自身、アンケートを利用して、学生に対して適切な働きかけや後押しができていのかと問われると、はなはだ心許ない。

2017年度「債権法講演会」企画では、事前アンケートは5名、事後アンケートは6名の学生が答えてくれた。以下、アンケートに対する回答内容を抜粋する。

【企画前アンケートの回答】

- (1) 「講演会」企画に参加しようと思ったきっかけ
 - ・ゼミ特有の企画に挑戦したい。
 - ・何か一生懸命に頑張れることにチャレンジしたい。
 - ・奨学金を借りているので、奨学金についての知識を付けたい。
 - ・奨学金を借りていない学生にも、奨学金について知って欲しい。
 - ・前期の講演会で学んだ「メンバーと協力すること」と「物事を逆算して進めること」を今回の講演会に活かしたい。
 - ・奨学金制度・奨学金問題に対する関心から。
 - ・先輩ゼミ生の発言から、自分も先輩たちのようになりたい。
- (2) 「講演会」企画を通じて、獲得したい能力・成果
 - ①学習面
 - ・民事判例研究以外の法知識の習得。
 - ・効率のよい勉強方法の習得。
 - ・裏付けのある議論 (企画案) を作成する力を付けたい。
 - ・勉強する習慣を身につけたい。
 - ②社会人基礎力面
 - ・社会人との交流を通じて、自分にはないもの

を会得したい。

- ・チームの強みを発揮できるようにする。
- ・ゴールから逆算して、計画を進められる能力を付けたい。
- ・社会人としてのマナーや体力を身につけたい。
- ・いくつかの事柄を同時に行っていくことができるようなスケジュールリング力を付けたい。

(3) (2) を得るための行動 (アクション)

①学習面

- ・指示をしっかりとこなし、広い視野を意識する。
- ・資料を読みこんで、裏付けのある議論を構築する。
- ・とことんまで勉強してみる。
- ・ゴールから逆算して、勉強のスケジュールを立てる。

②社会人基礎力面

- ・常識的な行動を心がける。
- ・チームワークを作るために、報告・連絡・相談を行う。
- ・作業・仕事のスピードを上げて、周りから評価される人間になる。

【企画後アンケートの回答】

(1) 講演会前アンケートの (1), (2) の成果

- ・これまで分からなかった社会問題を発見できた。
- ・新聞・Webニュースを読む際の意識の変化があった。
- ・アルバイトなどの個人的な事情で、メンバーに迷惑をかけたが、限られた時間で集中して、できることはすることができた。
- ・勉強面について、勉強不足もあったので、勉強したことをまとめる工夫をするべきだった。
- ・講演会でとったアンケート結果から、奨学金制度・奨学金問題を多くの人に知らせることができた。
- ・チームワークがだんだんと形成されていった。
- ・スケジュール調整に手間取った。

(2) 準備段階の行動

①学習面

- ・学術資料の印刷と知識の共有。
- ・資料の読み込み。
- ・すき間時間を利用して、知識量を増やしていった。
- ・先輩ゼミ生の協力をあおいで、スケジュールを立てたが、うまくいかなかった。

②社会人基礎力面

- ・報告・連絡・相談を徹底した。
- ・メンバーへの配慮。
- ・メンバー間での情報共有を意識した。
- ・打ち合わせの際に、メンバーの意見の照らし合わせをすることができた。
- ・先さきの予定を考えて、スケジュールリングをしていたことから、メンバーのやる気を出させることができた。
- ・身だしなみに気を配った。
- ・自分自身のスケジュール管理。

(3) 企画中の行動 (アクション) の振り返り

①学習面

- ・やる気のある学生になれた。
- ・勉強意欲の向上。
- ・勉強不足から、偏った意見しかもてなかった。
- ・資料の読み込み不足から、議論原稿の作成で躓いた。
- ・メンバーとの知識の共有を図ることができなかった。
- ・考えることに粘りをもつことができたが、自分の意見に固執しすぎることもあった。
- ・学習の習慣を身につけることができた。

②社会人基礎力面

- ・社会での礼儀や、仕事をする上での作法を学べた。
- ・任せられた仕事から、自分の強みが分かった。
- ・情報共有を行わず、受け身の姿勢でいたため、期限が近づいて焦ることがあった。
- ・相談ができていなかった。
- ・相手方の立場を考えて行動することができるようになった。
- ・他人との意見の衝突の際に、妥協しない力

がついた。

- ・指示されてから動くのではなく、自主的に行動できるようになった。

(4) (3) を踏まえての今後の行動(アクション)

①学習面

- ・講演会で習得した学習方法の継続。
- ・勉強の仕方の工夫をする。
- ・資料を読みこんで、知識を自分のものにする。
- ・主張の根拠・理由まで勉強して理解することが必要である。
- ・スケジュールを立てて勉強していくこと。
- ・先輩ゼミ生ようになる。

②社会人基礎力面

- ・ゼミの今後の企画への参加。
- ・ゼロから何かを創ってみることに挑戦する。
- ・他人任せにするのではなく、自ら積極的に情報発信・共有をしていく。
- ・チームの雰囲気作りに意識して取り組む。
- ・思いついたことはまず実践してみる。
- ・先輩ゼミ生ようになる。

(5) 企画を通じて伸びた点と伸びなかった点

①学習面

伸びた点

- ・勉強量の増加。これまでへこたれていた勉強量を、普通にこなせるようになった。
- ・多様な視点から物事を考えること。
- ・自分の意見の伝え方。
- ・議論をする力。
- ・とことんまで考える力。
- ・忍耐力。

伸びなかった点

- ・ケアレスミスが多発。
- ・勉強の仕方の効率の悪さ。
- ・資料の理解力。

②社会人基礎力面

伸びた点

- ・社会人としてのマナー。
- ・協調性。
- ・全体を見渡す力。
- ・相手の立場に立って考える力。

伸びなかった点

- ・コミュニケーション能力。
 - ・時間を設定して行動する力。
 - ・集中力(体力)不足を痛感した。
 - ・発信力と説明力に不安を感じた。
 - ・体調管理への配慮。
 - ・リーダーシップと主体性。
- #### (6) (5) を踏まえての行動(アクション)

①勉強面

伸びた点

- ・メンバーとの考えの共有を図ること。
- ・決められた時間で集中して勉強をしていく。

伸びなかった点

- ・落ち着いて取り組めるようにする。
- ・勉強の時間の確保。
- ・基本的な勉強をしっかりと行い、議論できるようにする。
- ・知識量を増やすために、空き時間を見つけて、読書する。
- ・普段の判例研究で、その根拠や理由に着目して学んでいく。
- ・周りの人に負けないくらいの努力によって、自分に自信を付けて、周囲に影響を与えるような人間になる。

②社会人基礎力面

伸びた点

- ・オンとオフ(休憩、息抜き)をしっかりと取って取り組んでいくこと。

伸びなかった点

- ・大人と会話する機会を意識的にもつ。
- ・時事ニュースへの目配り。
- ・普段の生活でも時間を意識して行動する。
- ・集中力をつけるために、何か一つのことについて没頭している。

(7) 企画の満足度

6名の学生の平均で、283点だった。

(8) 事案考案の際に苦しんだ点

- ・メンバー間の信頼関係の構築の難しさ。
- ・企画案の考案。
- ・学生取組みの原稿を、筋の通った議論にす

ること。

- ・所得連動返還方式と減額返還制度との関係を考えて議論を構築することに気づかなかった。
- ・集中力が長時間持たなかったこと。
- ・短い時間でも、優先順位を付けて取り組むことが必要だった。
- ・議論構築の難さ。

2. 「講演会」企画を通じての特筆すべき出来事や発見

- ・メンバーとの信頼関係の構築。
- ・講演会企画にとり組むことで、自分の強みを発見することができた。
- ・現在の社会の流れをすることができ、考えさせられる機会となった。
- ・メンバー全員で議論した方が、良い意見がでてきた。
- ・社会の一端を知ることができた。

3. 「講演会」企画に対しての改善点

- ・「講演会」をゼミメンバーで共有する財産とする。
- ・企画メンバーの決定は早い段階で行う。

4. 企画の希望

- ・外国判例を読んでみたい。

本「講演会」企画の学生満足度の平均は、2.83点であった。「講演会」テーマの難しさはあったとはいえ、学生たちをうまく導くことができなかった点、本企画全般にわたって学生教育・指導のあり方について、検証と反省が必要である。もっとも、学生に発破をかけるために言っていた、2016年度の学生取組みの成果を超える、という足立の言葉が、本企画に取り組んでいた学生たちに、要らぬプレッシャーを与えていたのかもしれない。

企画前アンケートから、学生たちは、自分を変えたい（変わりたい）、自らを成長させたい、と考えて、本「講演会」企画に取り組んでくれたように思われる。「講演会」企画に取り組んだ経験をもつ先輩学生の姿（先輩学生の姿が、「講演会」企画による学生の変

化・成長の何よりの証拠である）が、「講演会」企画参加に当たって、学生の背中を押したと思われる。企画前と後のアンケート結果の比較と、企画後の学生たちの様子から、「講演会」企画活動を通じて、学生が劇的に変化した・成長したと断言することはできないが、少なくとも、継続的な学習の必要だったり、社会人基礎力（考え抜く力、前に踏み出す力、チームで働く力）を身につけることへの気付きは、学生たちに与えられたのではないかと考えている。それを、学生たちのマインドにいかにか落とし込み、習慣づけていくかは、足立のこれからの課題である。学生たちが、「講演会」企画に取り組んで、学習・社会人基礎力の習得について高い意識・意欲を獲得しても、それが長続きしない・長続きさせられないのが、足立、そして学生自身にとっても、一番の課題となっている。

5. まとめ

以上、2017年度「外部講師による講演会」企画『債権法講演会—学生から見た奨学金』の概要と、学生取組みの成果を紹介した。2016年度の学生取組みは、（制度論に加えて、）金銭消費貸借契約としての奨学金の側面にも切り込んだ議論がなされたが、2017年度は、「奨学金制度」の制度論に着目した議論が展開された、ということができる。「奨学金問題」への世間的な注目からか、日本学生支援機構は、2017（平成29）年4月から、「給付型奨学金制度」を導入し、「奨学金返還制度」についても、新たな「所得連動方式」の導入や、「減額返還制度」の拡充を行った⁹⁾。今年度の学生取組みは、それらの新たな制度を受講生に伝えることにもなり、意味があったものと考えられる。

4. で記した学生のアンケート結果から、先述のように、企画に取り組んだ学生には、学習の習慣を身につけることへの気付きと、社会人基礎力の習得の経験とそれへの気付きは

与えることができた、と思われる。本企画で得た経験と気づきを、学生にどう定着させ伸ばしていくか、学生自身の問題であると同時に、足立の課題でもある。学生に懇切な対応をしていく時間がない、というのはエクスキューズに過ぎず、学生を後押ししていくためのスキル、たとえば、コーチングのスキルを身につけていく必要があると考えている¹⁰⁾。

「外部講師による講演会」企画は、講演会の準備段階から外部講師の協力が必要なものである。お忙しいなか、学生教育・指導に時間を割いてご協力していただいた池田先生のご協力がなければ、本企画は成立しなかった。この場を借りて、池田先生には謝意を表したい。池田先生の関わりのおかげで、学生たちは貴重な経験をすることができた。本企画の準備過程で、池田先生が学生と足立に突きつけた「なぜ、学ぶのか」という問いは、学生自身と足立が、常に自問自答していかなければならない問いである。

また、本企画は、学生の自主的な参加がなければ成り立たないものである。自分の時間を割いて、企画に参加してくれた学生たちにも、謝意を表したい。学生たちは、なぜ、こんな厳しい思いをしないとならないのか、一体、自分は何をやっているのか、という疑問に、常にさらされていたことだろう。しかし、自らの意思で本企画にとり組んだという事実と、企画で得た経験と気づきは、学生たちにとっての武器となり、オリジナリティを与えるものであると考えている。

過去2年間の取組みの総決算として、2018年度の債権法講演会でも、「奨学金問題」を取り上げる(2018年度2年ゼミの学生たちには、すでにアナウンス済みである(2018年度の取組みの成果も原稿にする))。そのうえで、「奨学金問題」について足立なりの考えを提示したい。

6. 補足—「奨学金制度」、「奨学金問題」についての学生たちの考え

講演会終了後に(2017年12月)、学生に改めて、奨学金制度、奨学金問題についての認識と、奨学金制度の改善策についてアンケートを取った。企画の成果を示すものとして最後に、各学生の回答を参考としてあげておく(文体の統一など、学生の回答の内容に関わらない若干の変更をしたが、それ以外は、学生の回答のままである)。

債権法講演会に参加して、約3ヶ月間、奨学金制度と奨学金問題について考えた学生の声として、今後の奨学金制度、奨学金問題の解決を考えていくための何らかの材料となればと考えている(足立自身、彼らの考えや感想を受けとめていかなければならない)。

【学生への質問事項】

- ①債権法講演会企画に参加する前に、奨学金制度の法的構造について、知っていましたか。知っていたのであれば、どのようなことを知っていたのか教えてください。
- ②債権法講演会企画に参加する前に、奨学金問題について、知っていましたか。知っていたのであれば、どのようなことを知っていたのか教えてください。
- ③講演会を経験して、奨学金制度をどのように(制度設計して)いったら良いか、さらに、奨学金問題を解決していくに当たって、どのようにしていったら良いと考えるかを教えてください。

※学生の回答は、①…と番号でのみ記す。

飯塚大輔君(2017年度 経済法学科2年)

①奨学金について知ったのは高校生のときでしたが、当時は法律についての知識が皆無でどのような構造になっているかというのはいりませんでした。むしろ、日本学生支援機構が運営する奨学金の存在も高校生の時に初

めて知りました。

高校生の時に、奨学金の説明会で「借りるお金」という印象を植え付けられましたから、当時の自分としての法的構造は、普通の「融資」のように（消費者金融からお金を借りるように）借りたお金は返すと考えていました。この考えが講演会に参加する前までの奨学金に対する法的構造と思っていました。

②講演会活動に参加する前に、奨学金問題については全く知りませんでした。

③講演会活動を通して、他国の奨学金と比較しても、本来は借りるものではなく給付されるべきものだと知りました。今日の奨学金のほとんどは、日本支援機構（以下、「機構」）が運営するのが大半を占めています。多くの進学者が利用することになる機構の奨学金にもかかわらず、機構が用意する奨学金制度では、救済制度が不十分という点が（講演会でも取り上げたように）指摘されています。まず、減額返還制度については、延滞金があると制度を利用できない点です。機構の奨学金の返還を怠ると延滞金が付加されてしまい、制度を利用して返還したい人が利用できないということが起こりえると思います。従って講演会でも指摘した通り、減額返還制度について要件を緩和して多くの返還困難者が利用できるようにすると良いと考えます。また減額返還制度と似た性格の所得連動型についても、現行制度だと一部の人にしか適用されないの、講演会で指摘したように多くの人に利用してもらうことで、延滞金がかさみ返還が不可能、もしくはそもそも定額返還できないという人を助けることにつながると思います。

次に返還猶予制度ですが、利用可能年数が設けられています。この制度を利用している人が猶予期限を迎えたら、定額での返還を求められることになり。最終的には延滞金がかさみ返還することができなくなってしまいます。この制限についても制限を緩和して、返還者が返せる道を作るべきだと考えます。

しかし、このような奨学金問題の原因として、貸したら返すという「奨学金」によって生み出されています。私が考える本来あるべき奨学金は、他国の奨学金と比較しても給付型の奨学金であるべきと考えます。奨学金が貸与型であるから進学をあきらめるという学生もいますし、借りても返せず生活に困窮する人もいます。給付型にすることで進学に対する懸念も払拭できると思います。

講演会活動において、奨学金問題について勉強して講演会を準備する過程で、他人ごとではないということを実感しました。これを解決していくには、奨学金を借りている人だけではなく、それ以外の人もこの問題について考えていかないといけないと考えます。さらに奨学金以外にも、大学の学費が高いため奨学金を借りざるを得ないことや、日本の雇用形態が終身雇用ではなく、安定した収入が得られない場合があるということについても、社会全体の問題として全員が考えていく必要があると考えます。教育は本来、望めば享受できるものではないといけないと考えます。だから、給付型奨学金を充実させ、卒業しても返していけることができる環境を作っていくことが奨学金問題の解決につながっていくと考えます。

内山璃菜さん（2017年度 経済法学科2年）

①知りませんでした。奨学金と法とを結びつけて考えたことがなかったです。

②自分の中で、漠然と将来返せるのかという不安はありましたが、その返せないという問題が社会的に取り上げられているということは知りませんでした。

③まず、奨学金がなんのためにあるのか、誰のためにあるかを考えれば、どのような制度でなくてはいけないかはおのずと出てくると思います。しかし、奨学金は学費の高騰、家計の悪化、収入の減少など社会の問題が複合して生まれているもので、ここを直せば解決

する！というものではありません。奨学金を貸す人、借りる人、借りない人、社会全体が考えていかなければいけない問題です。この問題をできるだけ周知させ、一人ひとりが小さくてもニュースを見たり、選挙に参加したり、社会のためになるような行動をとっていきけるようになれば少しずつ変わっていくのではないかと考えます。

高倉凌介君 (2017年度 経済法学科2年)

- ①知りませんでした。
- ②知っていました。奨学金を借りていた元学生が奨学金を返還できなくなり、自己破産してしまうこと。
- ③所得連動返還方式を進めることで返還者の所得に見合った返還額を設定できるようにし、救済制度の利用条件を緩和して利用しやすくすべきだと考えます。奨学金問題を解決していくには、大学の授業料や労働者の低賃金といった問題も合わせて考えていくべきだと考えます。

中村大輔君 (2017年度 経済法学科2年)

- ①企画参加前の時点として、奨学金は借りたら必ず返さなければいけない、いわゆる「借金」だということは知ってはいたが、債務者が債権者に対し奨学金を返すといった法的構造が成り立っていることまでは理解していなかった。
- ②奨学金問題については、高校や大学で説明会に参加していたこともあり、大学や高校の学費に充てるために奨学金を借りる学生が増えており、今やほとんどの学生がその奨学金の借入をしていることは理解していたが、なぜそういった学生が増えてしまったのか、また、なぜそういった社会的背景になってしまったのか知りえていない状態で債権法という企画に参加した。
- ③今回参加した債権法講演会という企画を通し、約3カ月かけて導出した自分たちの考えを

持った上で池田弁護士によるご講演を直接お聞きしたが、奨学金問題の根本には日本学生支援機構の対応と救済制度そのものが関与していると考えます。奨学金返還時の救済制度の代表として減額返還制度が存在するが、延滞金の発生している者の利用は認められていないといった点を見たとき、様々な社会的背景などから奨学金の延滞者が増加する中、救済制度が何のために、そしてどのような人のために存在しているのかがやはり不透明であることから延滞者にも利用可能にし、機構側としては現実問題として真剣に検討すべきである。また、奨学金を借りる際には契約といった法的な関係（債権）が両者に成立しているものであるから、学生であるにせよ個人が契約内容を理解した上で奨学金の返還にはきちんと責任を常にもつべきであると私は考える。

菰澤拓朗君 (2017年度 経済法学科2年)

- ①僕はそもそも債権法の講義を履修していなかったので奨学金制度の法的構造については全く知りませんでした。
- ②借りる時に、借りる額が高額であることから将来返せなくなってしまう人がいるというのは聞いたことがありました。ですが、最近になってこれが大きな社会問題となっているとは知りませんでしたし、深く理解していませんでした。
- ③僕は高等教育を無償化することが一番だと考えています。ですが、それをいきなりすることは難しく現実的ではないので、まずは給付型奨学金の拡充と所得連動返還方式の適用範囲を一種二種両方に広げること、救済制度を充実させて、段階を踏んでいくことが理想だと思います。これにより返還に関する不安は緩和でき、奨学金を借りやすくなり、返還者は負担が軽くなります。また、延滞をする人が減ります。それでも返還が困難な状況に陥ってしまう人を救うためには救済制度を利用するしかないのですが、機構は救済制度を

設置しているにもかかわらず返還困難者への対応は酷く、救済する気が感じられません。これらを改善していくために国がもっと介入していくべきだと感じました。

峰川広大君（2017年度 経済法学科2年）

①いざ企画活動を始めるとなった際、まず奨学金が貸借契約であり、次に奨学金を借りた側はそのお金を使い（消費し）、貸した側は同種同量のものを返還してもらうという性質から、いくつか種類のある貸借契約の中でも消費貸借契約に当たるのではないかという考えはありました。しかし、参加すると決めた当時は保証契約・保証委託契約はもちろん、金銭消費貸借契約であるとは全く知りませんでした。奨学金が契約によるものであるという認識も薄かったのではないかと思います。

②ただ「返すのが難しい」というだけの問題であるという認識で、ここまで複雑でかつ深刻な問題であるとは知りませんでした。いくら兄・姉が奨学金を借りていたとはいえ、日常的にそのような会話になることもありませんでした。

③制度設計としては、第二種および人的保証の規模を極限まで縮小または廃止し、給付型奨学金が拡大されていけば良いのではないかと考えます。貸与型奨学金である第一種奨学金については、可能な限り所得連動返還方式に絞り込めるようにすべきと考えます。またそれが可能となるような資金の運営をするためにも、機構は奨学金制度の目的を改めて考察すべきではないかと思います。私には、その制度目的である「優秀な学生の育成」と「教育の機会均等」が相反する・矛盾した内容を含んでいるように見えて仕方がないためです。

労働・貧困・社会保障など多数の問題を含む奨学金問題を解決するためには、労働者の賃金を上げることがより多くの問題解決に繋がると考えます。その上で奨学金に関する増税などといった事柄に対する国民の理解を得るという流れになるべきだと考えます。受け取れる収入は変わらないままに増税を繰り返

しては得るべき理解も得られなくなってしまうのではないかと考えたためです。

(了)

1) 拙稿『「外部講師による講演会」企画での民法教育と社会人基礎力の育成：法教育との関連も視野に入れて』法と教育6号79頁以下、拙稿『「外部講師による講演会」企画を通じての学生指導と教育』北星論集56巻1号43頁以下を参照。

2) 2016年度「債権法講演会」の内容と成果については、足立清人・2016年度「債権法講演会」企画チーム（2016年度経済法学科2年 大部優斗、亀岡裕哉）「2016年度外部講師による講演会企画『債権法講演会－奨学金問題を考える』報告」北星論集57巻2号93頁以下を参照。

3) 飯塚君は、2017年度「担保物権法講演会」の打ち合わせに数回、見学に来て、2017年度前期に開催した筑波大学・拓殖大学との合同ゼミにも参加した。高倉君は、2017年度前期に、3年ゼミの学生が企画した2017年度「担保物権法講演会」にスタッフとして参加した。峰川君は、2017年度「担保物権法講演会」を受講した。

4) 内山さん、中村君、垂澤君ともに、先輩学生や担当教員からの働きかけで、自分の成長や変化を期待して、講演会企画に参加してくれたものと思われる。

5) 判例研究の書面、企画のアジェンダ・議事録など、ゼミで作成し使用した書面については、インターネット上のドライブに保管している。

6) 独立行政法人「日本学生支援機構（JASSO）」HP (<https://www.jasso.go.jp/index.html>) (2018年5月7日現在) を参照。

7) 「日本学生支援機構」HP (<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/tebiki.html#h29>) (2018年5月7日現在) からダウンロードすることができる。毎年度、改訂がなされている。2017（平成29）年度版は76頁にわたる。学生たちと話した限りでは、奨学金を借りている学生でも、『返還のてびき』の存在を知らない者も存在した。

8) アンケート内容については、引き続き検討が必要であると考えている。

9) 「給付型奨学金制度」の導入については、日本学生支援機構HPの「奨学金の制度（給付型）」(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/>)

index.html),「所得連動返還方式」の導入や「減額返還制度」の拡充については,同HPの「奨学金制度の変更」(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henko/index.html>)を参照(2018年5月7日現在)。

- ¹⁰⁾ 学生教育・指導については,企業や,ラグビー,サッカーや野球などの集団スポーツにおけるコーチング,人材育成の仕方,チームの作り方・運営の仕方や,モチベーションの上げ方も参考になると考えている。